

学校いじめ防止基本方針

平成26年7月9日策定
(令和7年3月改訂)

文部科学省基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、基本理念に則り、「いじめ」は絶対に許されない行為、また、違法行為ととらえ、西会津中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図る。

1 目的

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とし、学校教育目標で示す西会津中学校の子どもをはぐくみ、「勉強することが楽しくて仕方ない学校づくり」を目指すこととする。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうる、またどの子どもでも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもつ。
- ・いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を教職員・生徒・保護者・地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力して活動する。
- ・未然防止・早期発見・早期対応に努める。特にいじめ防止の三要素である「規律・学力・自己有用感」についてあらゆる教育活動を通して意識的・計画的に指導育成し、だれもが、安心して、豊かに生活できるような、いじめのおこらない学校風土を作る。
- ・生徒会活動や部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、特に人権教育の視点から、「いじめ防止」さらには「いじめ根絶」に向けて真剣に取り組む。
- ・いじめが疑われる場合、迅速かつ組織的に対応する。

【いじめ根絶に向けた方針の3つの視点】

☆いじめの未然防止

(学校や学級のいじめを起こさせない風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成等)

☆早期発見・早期対応

(いじめを見逃さないための体制強化、教育相談の確立、教職員の資質向上のための研修等)

☆適切な対処

(生徒・保護者との信頼関係の確立、関係諸機関との連携強化等)

3 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

構成 学校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
+ 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める (SC、相談員)

役割 いじめ事案に対して「いじめ防止対策委員会」が中核となり、担任や一部の教職員が抱えることなく組織的に取り組む。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際の中核。
- ・いじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集や記録、共有。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施。
- ・重大事態が起きた場合の調査や対応。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証。

年間計画

	月 活 動 内 容 に つ い て
4	生徒指導協議会 生徒指導部会 授業参観 懇談会
5	生徒指導部会 教育相談アンケート 学校生活改善アンケート
6	生徒指導部会 教育相談 ファミリー学級
7	生徒指導部会 授業参観 懇談会
8	生徒指導部会
9	生徒指導部会 修学旅行（3年）研修旅行（2年）
10	生徒指導部会
11	生徒指導部会 教育相談アンケート 三者面談
12	生徒指導部会 学校生活改善アンケート
1	生徒指導部会
2	生徒指導部会 入学説明会 授業参観 懇談会
3	生徒指導部会 小中学校による新一年生情報交換・まとめ

4 いじめ防止及び早期発見のための取組

①【いじめ防止への取組】

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

- ア) いじめについての共通理解
- イ) いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意
- エ) 自己有用感や自己肯定感の醸成
- オ) 生徒自らのいじめについての学びや取り組み
学校教育活動全体を通した包括的なプログラム、授業づくり
集団づくりの具体的な取組、子どもたちの主体的な取組への支援

- 朝読書に取り組むことで豊かな心を育み、落ち着いた気持ちで一日の学校生活をスタートさせられる効果が見込まれる。
- 学級目標づくり
- 各教科授業での言語活動
- 旅行的行事において、班での学習・体験を通して相互理解と協力
- 夏休み冬休み前の休みの過ごし方指導
- 光桐祭を通して、集団の一員としての自覚と責任
- 生活委員会としてのいじめ防止運動

②【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、判断しにくいことが多い。些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、真摯な態度でいじめに対応する。

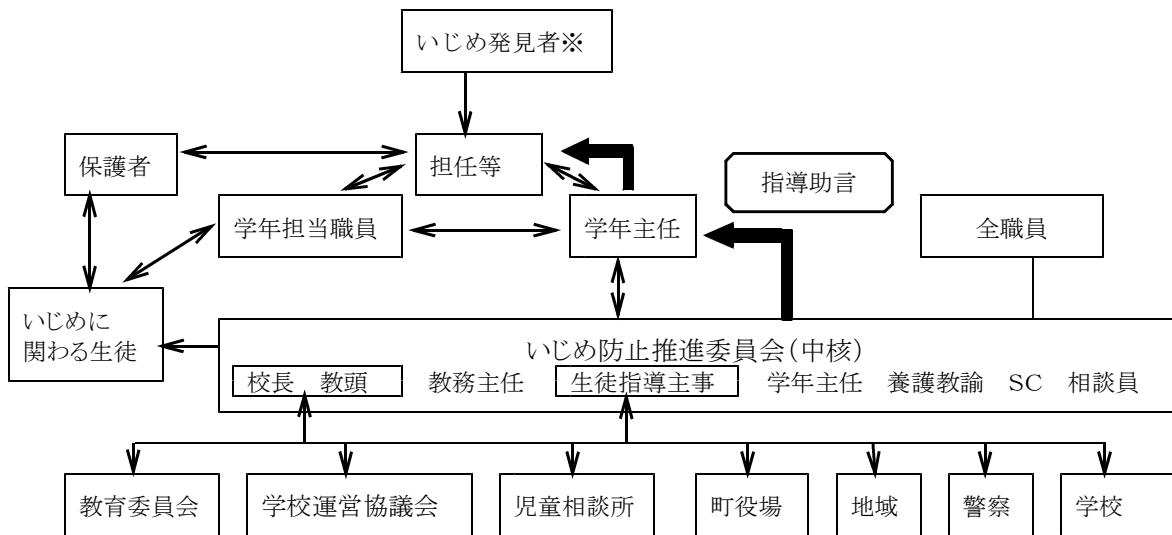
教職員の見守り体制づくり 情報共有の推進、授業づくり・集団づくりの具体的な指針、子どもたちの主体的な取組への支援、教育相談活動やアンケート調査等を活用した、一人ひとりの生徒理解の深化、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育推進

- 年2回の教育相談で子どもたちと向き合い、年1回の三者面談を行い保護者と情報交換・共有を図る。
- いじめに対するアンケート実施（学期1回）※必要に応じて、それ以外にもアンケートを実施する。
- 生徒指導部として、情報共有、指導方針確認

③【いじめに対する措置】

組織的な対応の徹底、加害・被害生徒及び保護者への報告・支援・指導、関係諸機関・専門機関との連携
いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応

教職員・保護者は、いじめ被害生徒の心に寄り添い、かつ徹底して守り抜く姿勢で、いじめ解決を図る。



④ 【研修】

生徒理解研修 いじめ防止・対応に向けた校内研修の充実、計画的な研修
組織的な指導体制（指導記録の保存 専門家会議 評価の活用）

⑤ 【学校運営協議会、学家地連などの活用】

いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

5 重大事態への対処

重大事態：生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【報 告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処すると共に、再発防止も視点においていた「調査」を実施する。調査結果を委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】 いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

6 その他<学校基本方針の見直し>

「いじめ防止対策委員会」で必要があると認められたときは見直しを行い、改定して改めて公表する。